

第2次つくばみらい市行財政改革大綱（案）

－「活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち」実現に向けて－

＜平成22年度～平成26年度＞



平成22年3月

茨城県つくばみらい市

目 次

1. 行財政改革大綱の見直しに当って	1
2. 行財政改革の基本的な考え方	2
3. 推進体制	3
4. 行財政改革大綱イメージ	4
5. 行財政改革の基本方針	5
6. 行財政改革の改革項目	7
1 自立した行財政運営の推進	
2 協働によるまちづくりの推進	
3 行政組織・体制の確立	
4 行政経営システムの確立	
5 民間活力導入の推進	
7. 行財政改革の内容	8
1 自立した行財政運営の推進	
(1) 健全な財政基盤の確立	
(2) 公営企業等・特別会計の経営の健全性の確保	
2 協働によるまちづくりの推進	
(1) 市政情報の共有化の推進	
(2) 市民活動への支援	

3 行政組織・体制の確立

(1) 行政体制の整備

(2) 行政組織の改革

4 行政経営システムの確立

(1) 新行政運営手法の導入

(2) 人事管理制度の充実

5 民間活力導入の推進

(1) 指定管理者制度の活用

(2) 民間委託・民営化の推進

8. 行財政改革サイクル	11
--------------	-------	----

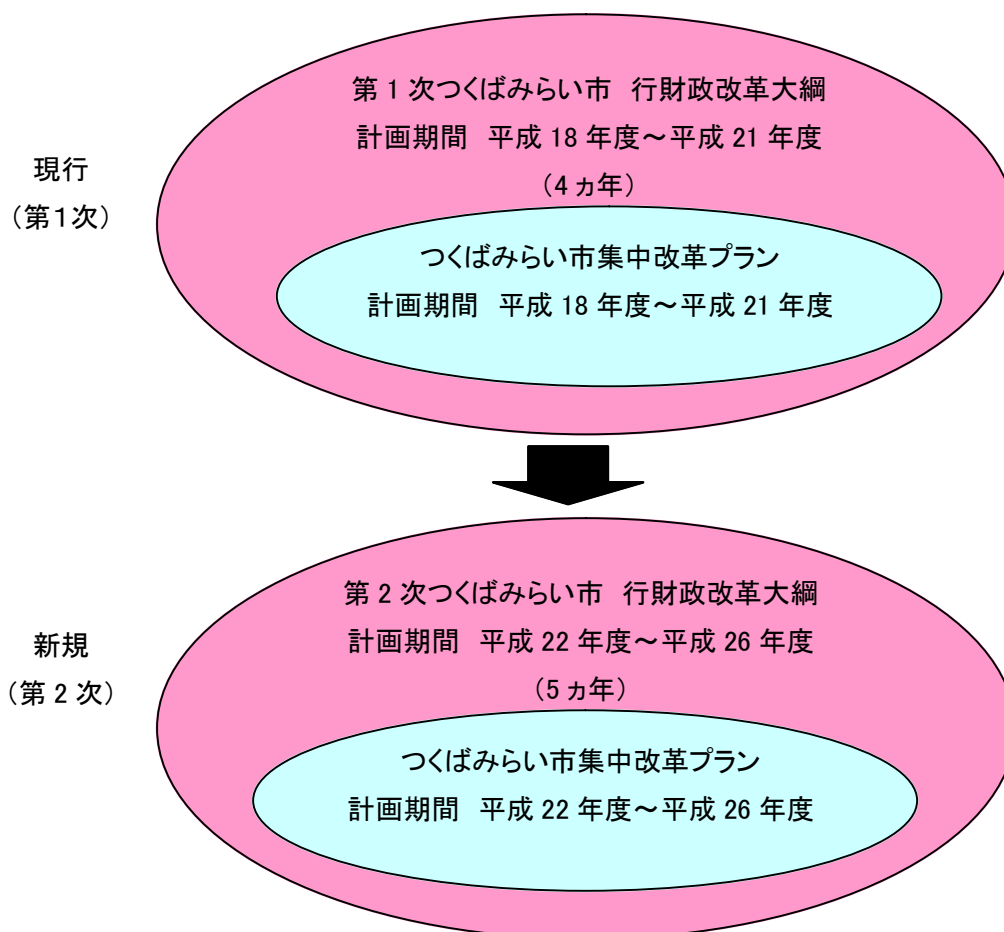
9. 参考資料	12
---------	-------	----

1. 行財政改革大綱の見直しに当って

現在、100年に1度あるかないかの世界同時不況の影響を受け、地方自治体の行財政状況は以前に例を見ない程厳しい状況にあると言えます。

また、地方分権が叫ばれて久しく、三位一体の改革（※1）による補助金削減、税源委譲、交付金改革の中で多くの自治体にとって財政難は解消するどころか、ますます厳しくなっているのが現状であり、当市も例外ではありません。

本市は平成18年3月に伊奈町と谷和原村の合併により誕生し、平成19年3月には新市として行財政改革大綱（※2）及びこれに基づく実施計画としての集中改革プラン（※3）を策定し、その基本方針・改革項目に基づき合併効果の早期具現化を目指し、行政組織の整備、新行政手法の導入、財政の健全化、事務事業の見直し、人材育成等に取り組んで参りました。また、平成20年3月につくばみらい市の今後10年間の総合計画を策定し推進しているところでありますが、行財政改革大綱及び集中改革プランの推進期間は平成18年度を起点として平成21年度の4カ年を基本としていたため、総合計画との整合性を図り、今回22年度以降の行財政改革大綱及び集中改革プランの見直しを行います。



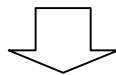
2. 行財政改革の基本的な考え方

平成20年3月に策定した本市の総合計画によるまちづくりの基本理念は①環境共生型まちづくり②安心して暮せるまちづくり③地域の魅力をいかしたまちづくりであり、本市の目指す最も尊重すべき政策目標としてこれらの基本理念を踏まえ将来像を次のように設定しています。

<まちの将来像>

活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち

この将来像を市民と行政が共有し、協働関係を持ちながら、新しいまちづくりを果たすための基本となる行財政改革を不断に推進していくため行財政改革の基本理念を次のとおり設定します。



<基本理念>

自立したまちづくりに向けた経営基盤の改革

地方分権の進展に対応し、地方が自由と責任を持って自立した行政運営を実施していくためには、「まちづくりの主役は市民である」という住民自治の原点に立ち返り、まちづくりをする必要があります。

本市が地域個性の活用や創意工夫により本市独自の魅力や活力を創出し、自立した自治体として生き抜いていくためには、市民と行政とが共通の目標を目指し、それぞれが自立した活動を展開する中で、お互いの役割を理解し合いながら毎年度の予算はもとより、本市がもつ施設等の財産、また、職員一人ひとりを有効に活用して、市民ニーズに対応した行政サービスを効率的に展開することが大変重要となります。

このためには前例踏襲の考え方を改め、市民志向、成果志向で行政を運営していくという考え方を基本として、行政の責務である「より良いサービスを効率的に提供すること」を市民との信頼関係の中で果たしていく必要があります。

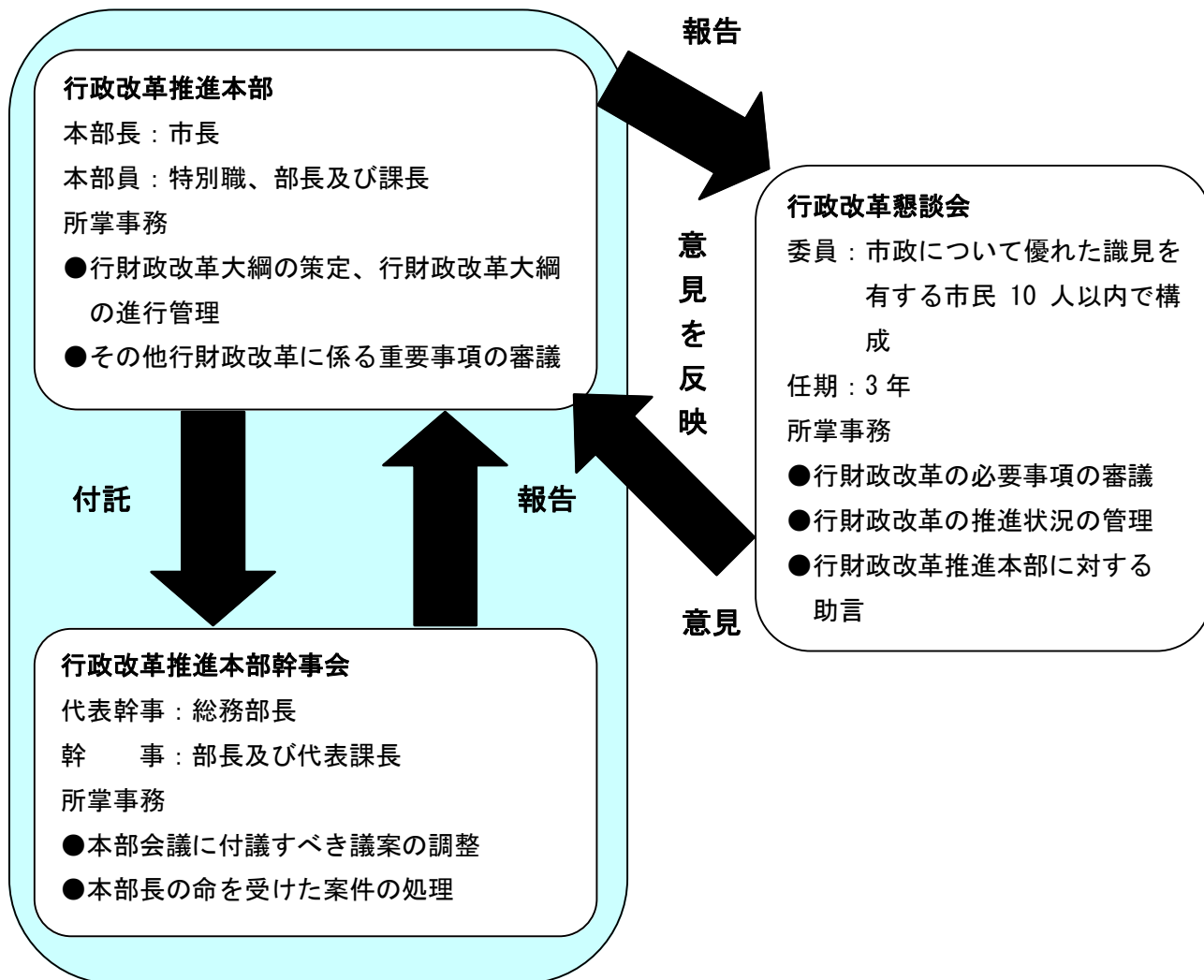
行政運営の基本は地方自治法でいう「最少の経費で最大の効果を挙げる」という行政の責務と、行政の原点である住民自治の考え方から行政を見つめ直し、簡素で効率的・効果的な行政体制の確立に向けて市民本位の行政システムを構築し、信頼される行政を目指します。

3. 推進体制

推進体制については、市長を本部長とする行政改革推進本部、その下部組織として、総務部長を代表とする行政改革推進本部幹事会を設置し、職員の全員参加を基本に、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき改革を推進していきます。

また、市民を代表する委員で構成する行政改革懇談会を設置し、助言等を受けながら行財政改革を推進していきます。

庁内組織



4. 行財政改革大綱イメージ

行財政改革の必要性や基本的な考え方を整理し、行財政改革のイメージを以下のように示します。

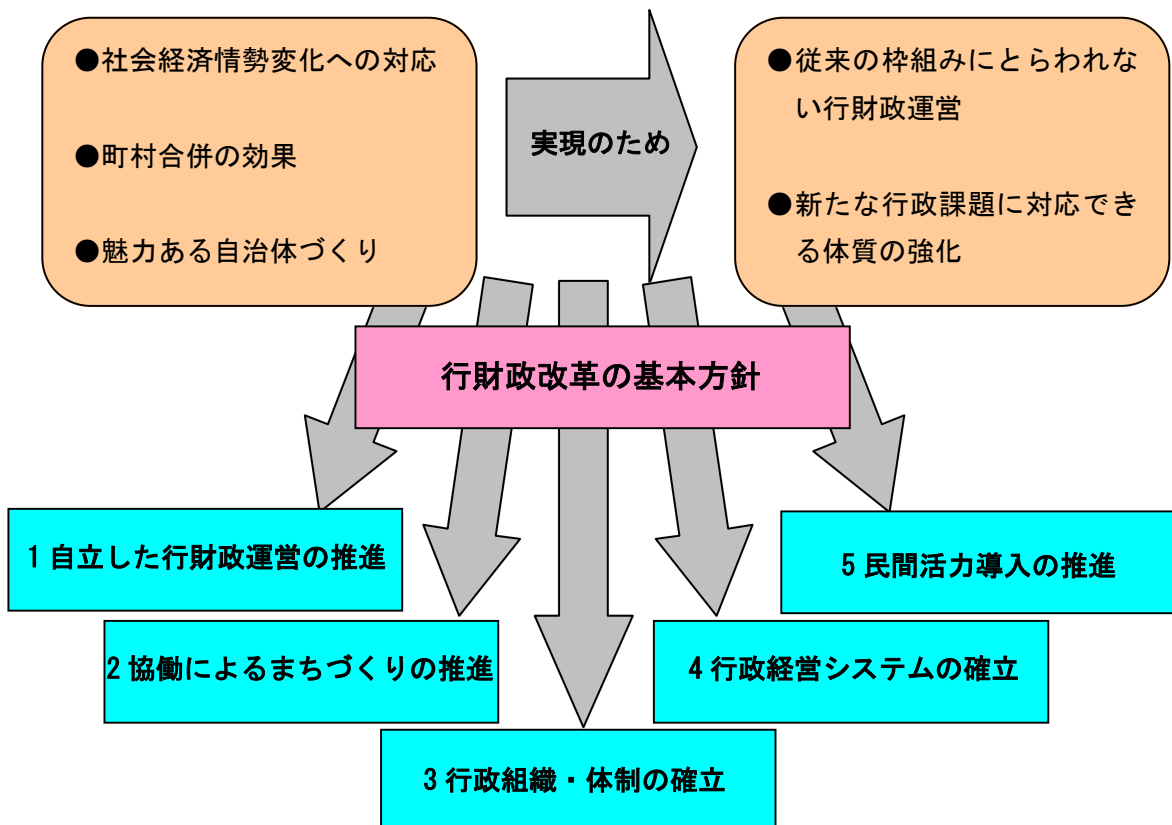
つくばみらい市「まちづくりの展望」と取り組み課題

- 人口の減少、少子・高齢化社会の到来
- 厳しさを増す地域間競争
- 変貌する経済社会システム
- 市民を主体とした個性あふれる魅力あるまちづくり
- 安心・安全なまちづくり
- IT（情報通信技術）革命、科学技術の進歩
- 成熟化する社会に向けた多様性のあるまちづくり



<行財政改革の基本理念>

自立したまちづくりに向けた経営基盤の改革



5. 行財政改革の基本方針

基本理念の達成に向け基本方針を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

1. 自立した行財政運営の推進

合併特例債等による広域道路網の整備促進や、つくばエクスプレスの開業に関連した計画的な市街地の整備等社会資本の整備に係る財政負担の割合が大きくなってきており、今後とも財政状況は厳しい見通しであります。また、今後急速に進む少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に財政運営が適切に対応し自主的で自立した財政運営を図るため公営企業等・特別会計を含め歳入の確保、歳出の効率化をはじめ健全な財政運営に努めます。

2. 協働によるまちづくりの推進

市民と行政とがお互いにパートナーとして協働し、これからのまちづくりを推進していくためには、本市が目指す将来のまちの姿をお互いが共有する中で市民に対し行政活動の計画及び結果等の説明責任を果たすことはもちろん、公開が可能な情報については積極的に発信・提供するなど市政の透明性を高めることにより、市民の理解と信頼を確保する必要があります。

このため、施政方針をはじめとした本市の様々な情報について、より分かりやすい形で積極的に市民に提供するとともに、幅広い市民の声を聞く機会を拡充し、情報を共有することにより、市民との協働に向けたより良い環境づくりを行います。

3. 行政組織・体制の確立

多様化、細分化する行政課題への対応、市民サービスの向上を図るため組織・機構の再編と同時に業務を直接執行する職員数の適正化を進め、これに対応した組織体制の確立について全庁的に取り組んでいきます。

また、生活圏の広域化や多様な市民ニーズに応じて、市の区域を越える行政需要や地域間の共通課題への対応については周辺自治体と連携を図り広域行政を推進します。

4. 行政経営システムの確立

現在実施している行政評価システム（※4）の更なる充実を図り、まちづくりの目標を達成するため事業の重点化や見直しを進めるとともに、行政資源（予算・人材等）を効果的に配分するための各部門に一定の基準で配分される枠配分予算の導入を進めます。

また、現在の深刻な財政状況を克服し、持続可能な財政運営を実現するとともに、市民に理解される適切な処遇制度等により、市政を担う職員一人ひとりの質の向上を図るために能力主義による人事評価制度（※5）を更に発展活用し、個々の職員の意識改革や人材育成を行います。

5. 民間活力導入の推進

民間の役割の増大や深刻化する雇用情勢を踏まえつつ、行政としては民間における就業機会の拡大や民間市場の形成を視野に入れた市政運営に努めていく必要があり、民間と競合すると認められる分野については積極的に民間委託を進めていきます。

また、市が管理運営する公的施設の指定管理者制度の活用や民間委託・民営化の推進についても事務事業の見直しを徹底し、公的関与の妥当性を検証し民間活力導入の推進を図ります。

6. 行財政改革の改革項目

行財政改革の基本方針に基づき、改革項目を以下の通り設定し、行財政改革を推進します。

基本方針	改革項目
1 自立した行財政運営の推進	(1) 健全な財政基盤の確立 自主財源の確保及び歳出の効率化 (2) 公営企業等・特別会計の経営の健全性の確保 上下水道事業・特別会計の経営の健全化及び外郭団体の事業経営の見直し
2 協働によるまちづくりの推進	(1) 市政情報の共有化の推進 広報・広聴の充実及び市政の透明性の確保 (2) 市民活動への支援 市民活動・地域活動の支援
3 行政組織・体制の確立	(1) 行政体制の整備 施策目的に応じた組織づくり及び定員管理の適正化 (2) 行政組織の改革 組織のスリム化・効率化の推進及び広域行政の充実
4 行政経営システムの確立	(1) 新行政運営手法の導入 行政評価システムの確立及び事務の効率化と高度情報化の推進 (2) 人事管理制度の充実 人事評価・処遇制度の構築、意識改革と人材育成及び給与等の適正化
5 民間活力導入の推進	(1) 指定管理者制度の活用 指定管理者制度適用事業の拡大及び施設利用料の適正化 (2) 民間委託・民営化の推進 委託事業の見直し及び行政と民間の役割分担の明確化

7. 行財政改革の内容

1. 自立した行財政運営の推進

(1) 健全な財政基盤の確立

市税等の収納率を向上させ、歳入の確保をはかるとともに、受益者負担のあり方の見直しなどにより、自主財源の確保に努めます。

また、補助金の見直しなど、効率的な補助金制度の確立を目指します。入札制度における公共工事の更なる適正化に努め、公共工事の全てのプロセスにわたって総合的なコスト縮減に取り組み歳出の効率化を進めます。

(2) 公営企業等・特別会計の経営の健全性の確保

上下水道事業については、経営の健全化を推進するため経営管理のあり方の見直しを行い効率的な経営の推進とサービス水準の向上に取り組みます。また、組織の統合、料金の改定、上下水道料金算定方式の一元化等改革に取り組みます。

国保等の特別会計については、それらの会計に対する「補てん」的繰入金について、受益と負担の観点から一定のルールを設けることが出来るのかを検討し、国保税等の適正化や収納率の向上と事業経費の削減や保健事業の推進などによる経営の健全化を図ります。

外郭団体については、団体のあり方や事業経営を見直し、類似・関連するものについて統廃合し、外郭団体の経営の健全化と活性化を図ります。

2. 協働によるまちづくりの推進

(1) 市政情報の共有化の推進

積極的な情報発信を基本とし、市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズに合った広報紙の発行を始め、ホームページなど様々な手段を使った PR 活動を積極的に推進します。

また、市民と市長との対話の場を設け、市政に関する市民意識を把握するとともに、市民参加のまちづくりを推進します。

さらに、市の持つ情報については、積極的にパブリックコメント（※6）や情報の開示、提供に努めます。

(2) 市民活動への支援

地域での様々なコミュニティ活動を支援するとともに、コミュニティ活動団体の育成に努め、市民活動や地域活動がより多くの市民参加により自

主的・自律的に展開される環境づくりを支援します。

3. 行政組織・体制の確立

(1) 行政体制の整備

地方分権の進展に伴い、新たに生まれる行政需要に対し、施策目的に応じた弾力的で機動力に富んだ組織づくりに努めます。

また、定員管理の適正化については、事務事業の見直しや組織機構の見直しの徹底を図りながら、行政の守備範囲の見直しなどにより、引続き職員数の抑制に努めるとともに、職員の適正配置を行います。

さらに、臨時職員、嘱託職員、再任用職員については、それぞれの雇用の条件と形態に応じた効果的な活用に努めます。

(2) 行政組織の改革

多様化・細分化する行政課題への対応、市民サービスの向上を図るため組織・機構のスリム化・効率化に努めながら総合的・横断的な課題への速やかな対応に努めます。

広域行政で実施している事業については、構成自治体との連携を強化し、業務の効率化を図りながら多様化する行政ニーズに応じ近隣市町村との更なる連携を図ります。

4. 行政経営システムの確立

(1) 新行政運営手法の導入

行政評価は、庁内評価のみでなく市民等の代表者を含めた外部評価も取り入れた審議会等による更なる徹底した評価を実施し、事務事業の見直し再構築を図ります。

また、事務の効率化、高度化を図るため、市内イントラネットシステム（※7）の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した市民への行政情報の提供を進めます。

さらに、行政資源（予算・人材等）の有効活用を図るため、行政評価システムの評価結果により事業等に対して適切に配分できるような仕組みの構築を進めます。

(2) 人事管理制度の充実

職員数の適正化や適材適所への配置を進めていくためにも、人材育成基本方針に基づいた職員を育成するとともに、職員の勤務意欲が高められるような人事評価制度の充実に取り組みます。

また、限られた行政資源（予算・人材等）で多様かつ高度な市民ニーズに的確に対応していくためには、その担い手である職員の能力を最大限に向上させる人材育成が必要であり、総合的、計画的に人材育成に努めます。

給与等は国をはじめ、県内他市等の状況との均衡を図るなど、市民の理解が得られるような給与や職員手当等の適正化に取り組みます。

5. 民間活力導入の推進

(1) 指定管理者制度の活用

指定管理者制度（※8）は、今後とも積極的に導入推進を図っていきます。指定に当っては、現行の利用料金の有料化や維持管理費用の見直しを実施し、利用料金の徴収や施設の維持管理費の支払いを含めた包括的な協定を結び実施します。

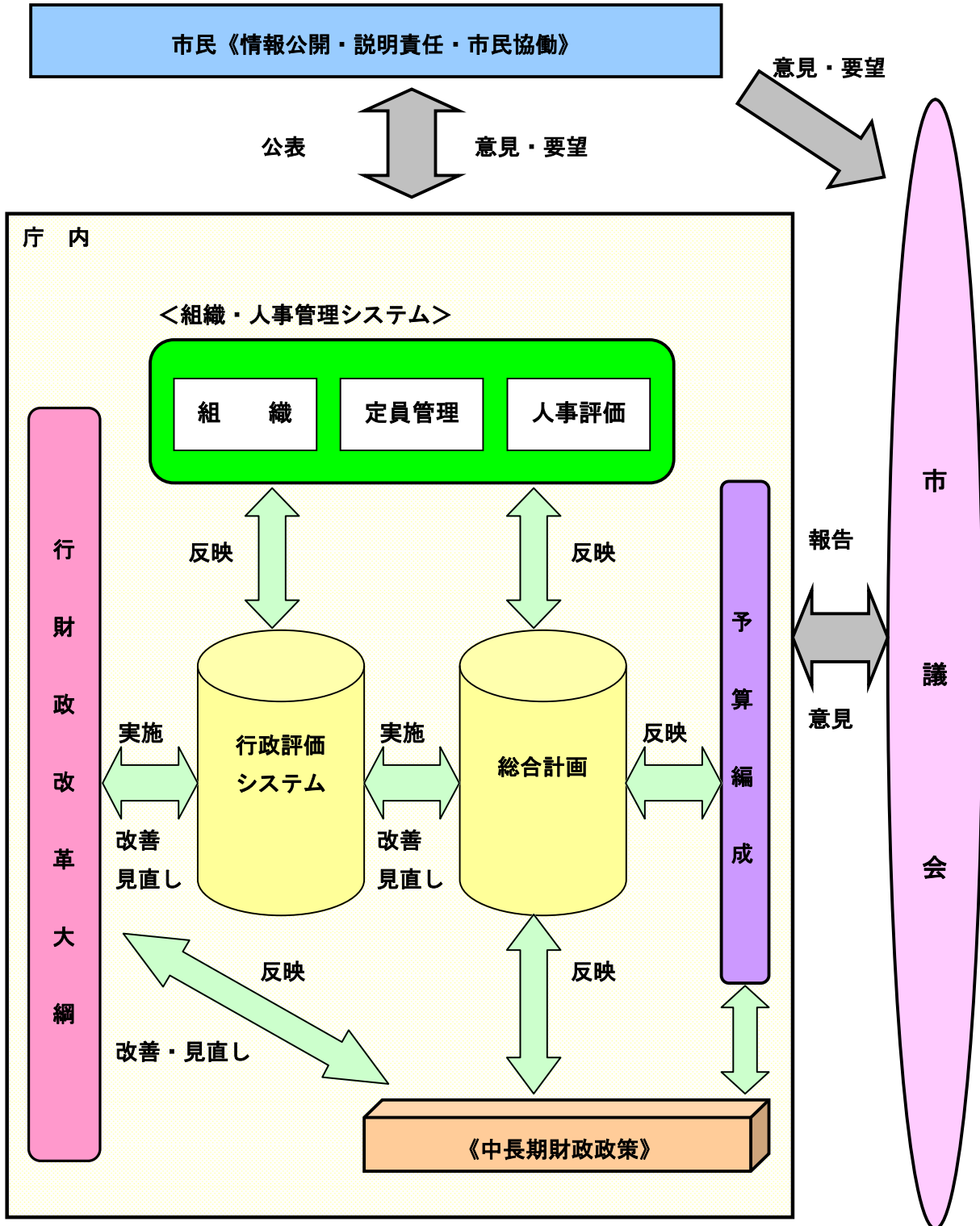
(2) 民間委託・民営化の推進

施策や事業手法の選択に当っては、行政と民間との役割分担を明確化し、可能なものについては積極的に民間に委ねていきます。

なお、すでに民間委託を実施しているものについても、そのメリットである市民サービスの向上と経費の節減・合理化が図られているかなどについて検証を行います。

8. 行財政改革サイクル

行財政改革大綱に基づき、行財政改革のサイクルを以下のようにする。



9. 参考資料

用語説明

※1 三位一体の改革

三位一体の改革とは、「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税制度の改革」の三つを同時一体的に行う取り組み。

※2 行財政改革大綱

今までの行政サービスを本質から見直し、一層の歳出削減・歳入確保を図り、簡素にして効果的・効率的な行政運営を行っていく必要があることから、様々な行政課題を解決するため、各自治体における様々な改革を積極的、計画的に推進するための基本的な取り組みを示した指針。

※3 集中改革プラン

国が平成17年3月に示した「地方における行政改革推進のための新たな指針」を受け、行政改革大綱の具体的な取り組みを集中的に実施するために各自治体が作成する、平成26年度までの具体的な数値目標等、住民にわかりやすく取り組みを示した計画。

※4 行政評価システム

行政が実施する政策・施策や事業について、「どのような成果があったのか」「当初想定した成果が着実に上がっているか」という視点から客観的に評価・検証を行うもの。

「PLAN（計画）⇒DO（実施）⇒CHECK（評価）⇒ACTION（見直し）」という事業評価サイクルを確立することにより、行政活動の「質」を高め、市民サービスの向上を目指すもの。

※5 人事評価制度

職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を一定の基準と手続きに基づいて、定期的に把握し、人事施策に活用する仕組み。仕事の評価と職員の評価を通じて、望ましい仕事を追求し、職員の自らの行動を変え、組織の活力を高める。

※6 パブリックコメント

行政機関の政策立案過程で住民の意見を聴く制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページなどを通じて素案を公表し、住民に対して意見を求め、それを最終的な意思決定に反映させる。

※7 市内イントラネットシステム

市内の行政組織を情報通信網で結び、インターネットの技術を利用したグループウェアや電子メールなどで情報交換を行い、行政組織情報の一元化・共有化を図るシステム。

※8 指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社・民間業者などの団体にもさせることができるというもの。小泉政権発足後の我が国において急速に進行した、「公営組織の法人化・民営化」の一環とみなすことができる。

つくばみらい市行政改革懇談会要綱

平成 18 年 6 月 20 日

告示第 142 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、つくばみらい市行政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、つくばみらい市の行財政改革の推進について必要な調査及び審議をする。

2 懇談会は、行政改革推進本部から、行財政改革大綱の推進状況について必要に応じて報告を受ける。

3 懇談会は、行政改革推進本部に対し、行財政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

(平 19 告示 18・一部改正)

(委員)

第 3 条 懇談会の委員は、10 人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 懇談会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 29 号)の定めるところによる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 18 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

つくばみらい市行政改革推進本部要綱

平成 18 年 6 月 20 日

訓令第 35 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し、推進するため、つくばみらい市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(平 19 訓令 3・一部改正)

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長には副市長を、本部員には別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(平 19 訓令 3・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第 6 条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。

3 代表幹事には総務部長を、幹事には、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第 7 条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

2 幹事会の会議は、本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。

3 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 8 条 本部の庶務は、企画政策課において処理する。

(平 20 訓令 7・一部改正)

(補則)

第 9 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。